

(目的)

第1条 この条例は、法令に定めるもののほか、日本国内において大規模な災害に見舞われた市区町村(以下「被災地」という。)に対し速やかな支援を行い、もって被災地の災害応急対策及び災害復旧並びに共助意識の高揚に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「大規模な災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害で、その発生した地域においてライフラインの断絶、中長期の避難生活など住民生活に大きな影響を及ぼす程度のもをいう。

(支援)

第3条 市長は、被災地の長からの要請に応じ、次に掲げる支援を行うことができる。ただし、特に緊急の必要があると認める場合は、直接に被災地と連絡調整し支援を行うことができる。

- (1) 被災地への物資の支援
- (2) 資機材等の供与又は貸与
- (3) 災害応急対策及び災害復旧活動に従事する職員の派遣
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める支援

(費用の負担)

第4条 市は、前条に規定する支援を行った場合は、当該支援に要した費用を負担するものとする。ただし、市長と被災地の長との協議により当該被災地が負担する費用については、この限りでない。

(公表)

第5条 市長は、第3条に規定する支援を行った場合は、その内容を公表するものとする。

(支援の決定)

第6条 市長は、第3条に規定する支援を行おうとするときは、別に定めるところにより設置する庁議において、当該支援の内容その他必要な事項を決定するものとする。

(その他)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。